

「安平町チャレンジショップ」概要

1. **事業主体**：安平町役場商工観光課 〒059-1931 北海道勇払郡安平町追分中央1番地40
TEL：0145-29-7083 MAIL：syoukou@town.abira.lg.jp

2. **事業目的**：本町で起業を目指す方が一定期間事業を営むための店舗とするもの。

3. **店舗概要**：

名称	位置	面積
チャレンジショップA棟	安平町早来大町68番地	40.8 m ² (12m×3.4m)
チャレンジショップB棟	安平町早来大町69番地	40.8 m ² (12m×3.4m)

4. **設置数**：2台

5. **事業期間**：原則として契約した日から1年以内とする。ただし、再契約は妨げないが最長2年以内とする。

6. **貸付料**：月額1万円。ただし、運営に係る光熱水費、通信費その他の経費は、全て自己負担とする。

7. **利用要件**：下記のすべての要件を満たすこと

- ①本町の区域内で起業を目指す方、創業して5年以内の方又は新事業の展開による第二創業を目指す方
- ②週4日以上、かつ、1日4時間以上営業できる方。ただし、開設時間及び休業日は任意で設定できる
- ③自主性をもってチャレンジショップの店舗運営を行うことができる方
- ④地域の活動に意欲的に参加し、協調性のある方
- ⑤安平町チャレンジショップ設置要綱第21条第1項に規定する安平町チャレンジショップ事業利用者選定委員会が別に定める選定審議の日までにチャレンジショップを営むために必要な許認可が取得できる方(当該許認可が必要な業種で事業を行う場合に限る。)
- ⑥チャレンジショップの閉店後、本町の区域内において引き続き本格的に開業をする意思のある方
- ⑦地方税等の滞納がない方
- ⑧前各号に掲げるもののほか町長が不相当と認める者でない方

8. **業種**：日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する小売業又はサービス業とする。ただし、次に掲げるものについては、対象業種としない。

- ①周囲に騒音、振動、悪臭、煙等の迷惑を及ぼすおそれがあるもの
- ②政治、宗教に関係するもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定するもの、またはこれに類する業種
- ④関係法令で許可を得ないもの
- ⑤公序良俗に反すると判断されるもの
- ⑥その他町長が不相当と認めるもの

9. **補助金制度**：チャレンジショップ開始にあたり活用できる補助金。

経費区分	補助対象経費	補助基準	補助率
事業拠点費	設備	起業に必要な内装工事、設備工事、衛生設備、外装工事などに要する経費。	補助基準額の3分の2以内。
	機械器具	起業に必要な機械装置、工具器具などの購入費及びリース(12月分を限度とする。)に要す	ただし、50万円を上限とする。

		る経費で、交付決定となった日の属する月から、事業完了日に係らず補助金交付年度の終了月までを対象とする。	
	什器、備品	起業に必要な備品類で単価3万円以上のもの。このほか事務消耗品も対象とする。	

10. 問合せ：上記「1. 事業主体」のとおり

